

ほたるの里



地域づくり耳より情報

辰野町まちづくり委員会

はじめに

いつになく寒い冬でしたが、庭先の福寿草や元気に実を啄ばむ鳥達の姿には春の訪れが感じられます。



さて、「辰野町まちづくり委員会」は平成17年に協働のまちづくりの推進を目的として設置されました。

第一期の委員会は「第四次総合計画後期基本計画」に対する答申と「協働のまちづくり指針」を策定し、協働のまちづくりに対する基本方針を提言しました。

第二期の委員会は、平成21年に「協働ってなあに」というガイドブックを作成して全戸配布し、協働のまちづくりをわかりやすくPRしました。また、シンポジウムを開催し、協働のまちづくりをより身近なものと感じてもらい取り組みもしてきました。

私達第三期の委員会は、「第五次総合計画前期基本計画」の中の協働のまちづくりの項目について検討してきました。そうする中で、地域づくりに参考になるような、団体の紹介や、制度がひと目でわかるものの必要性を感じ、情報提供資料を作ろうという事になりました。

こうしてできたものが本冊子「ほたるの里地域づくり耳寄り情報」です。

第1部「地域づくりとは何でしょうか。」では、地域づくりの担い手や行政との関係などを載せました。

第2部「活力ある地域づくりを進めるために」では、委員会で行った数回のワークショップから見えて来たものを基に、実際に地域づくりをしている団体と意見交換をし、その中の14団体を紹介しています。

第3部「地域づくり支援メニュー」では、中堅若手職員を中心に、協働のまちづくりを支援する支援策（補助制度、職員派遣制度など）を、体系的にわかりやすく載せてあります。



この冊子を作成するに当たり、多くの方にご協力を頂きました。心より御礼申し上げます。

そして、この冊子が広く活用され、より一層地域づくりが活発になればと願っています。

また、当委員会は、引き続き町民と行政との協働のまちづくり推進のための取り組みをして参りたいと存じますので、今後ともご指導いただきますよう、よろしくお願い致します。

平成24年3月

辰野町まちづくり委員会

委員長 原 美子

目次

第1部 「地域づくり」とは何でしょうか

1. 地域づくりとは（定義）	3
2. 地域づくりの条件は	3
3. 地域づくりの担い手は	3
4. 地域づくりにおいて、行政との関係は	4

第2部 活力ある地域づくりを進めるために

1. 地域づくりの悩みを語り合おう！	4
2. 地域づくりの課題の解決策は	
Q1. 地域づくり活動を始めるきっかけは？	5
A.1～	
Q2. 活動する仲間を集めるには？	9
A.1～	
Q3. 参加の輪を広げるには？	9
A.1～	
Q4. 活動や組織をスムーズに運営するには？	11
A.1～	
Q5. 活動をステップアップしていくには？	11
A.1～	

第3部 地域づくり支援メニュー

・支援メニュー一覧	13
個別支援メニュー	

資料編

- I 地区（地域）計画の作り方
- II 職員地区担当制度
- III イベント評価システム
- IV 担当部署一覧表

第1部 「地域づくり」とは何でしょうか

1. 地域づくりとは（定義）

「地域づくりとは」と一口にいても、厳密な定義はなく、その範囲はとても広いものです。地域の産業や福祉の充実など、住民の暮らしに直接関わる問題を意識する人もいれば、いわゆる「都市計画」や「農村計画」に関係する事柄を思い浮かべる人もいるでしょう。また、お祭りや文化行事などのイベントをイメージする人もいるかもしれません。

これらはすべて地域づくりといえますが、それらを個々バラバラではなくトータルにとらえる概念として生まれたのが「地域づくり」ではないかと考えます。

その考え方に基づいて「地域づくり」を定義するとすれば、以下のようになるでしょう。

「地域に暮らす人々が自らの発意と行動によって、地域の資源（自然、景観、歴史、文化、産業、生活、人など）を生かしながら、地域社会の課題を解決し、よりよい暮らしを実現していく取り組み」です。

「地域づくり」では、地域の実情に応じて、まず何かひとつに着手して試みるのが大切です。あとは、それを一過性の活動に終わらせることなく、（戦略的に）次から次へと連続的に拡大し、総合化していくことで、地域づくりは活発になります。

また、この取り組みを推進するための「人づくり」は、地域づくりの大きな柱といえます。

2. 地域づくりの条件は

「地域づくり」を実現するためには基本的な条件を認識しておくことが重要です。以下に4つの基本条件を示します。

- 1 活動のフィールドが「生活の場」であること
- 2 住民が主体の、自発的な取り組みであること
- 3 取り組みが地域と関わりのある活動を目的としていること（公益的であること）
- 4 活動の手段として、地域固有の資源（自然、景観、歴史、文化、産業、生活、人など）をきちんと活用していること

3. 地域づくりの担い手は

地域づくりの担い手の中心は、コミュニティ（区などの自治組織）や地域の住民ですが、最近ではNPO法人などの市民活動団体が活躍する場も多くなってきています。

では、それらの個人、団体において、どのような人材が「地域づくり」を推進するのでしょうか。いわゆる地域づくりのリーダーにはいくつかの要件が求められています。

1 第1の要件

自らの地域に対して熱い愛情と大きな誇りを持ち、未来に向けた確たる信念と明るい展望を抱いていること。

2 第2の要件

地域の特性を把握し、個性を生かすとともに、地域らしさを確立する豊かなアイデアを持

ち、柔軟性があること。

3 第3の要件

地域リーダーには行動力と実践力が欠かせません。地域づくりは論より実践であること。

4 第4の要件

仲間と助け合いながら、一緒に行動する協調性が不可欠です。ワンマン型ではなく、継続活動が可能な集団的指導感覚を持っていること。

4. 地域づくりにおいて、行政との関係は

地域づくりは町民と行政が話し合い、手を取り合い、良きパートナーとして行動し合って推進していくことが理想です。したがって、町職員の役割もきわめて大きいといえます。

なぜなら、行政には様々なサービスを実現するための組織体制が、最も充実しているといえます。今、財政基盤が厳しいとはいえ、行政には各種の施設や個人情報も含めて膨大な情報が蓄積されているからです。

従って町職員が、地域づくりに関わって行くことは、まちづくりを推進して行く上で、重要な要因であるといえます。

第2部 活力ある地域づくりを進めるために

第2部では、平成19年8月に作った「協働のまちづくり指針」に基づいて、個性を生かし活力ある地域づくりを進めるためには具体的にどのようにしたら良いかを考えて見ましょう。

1. 地域づくりの悩みを語り合おう！

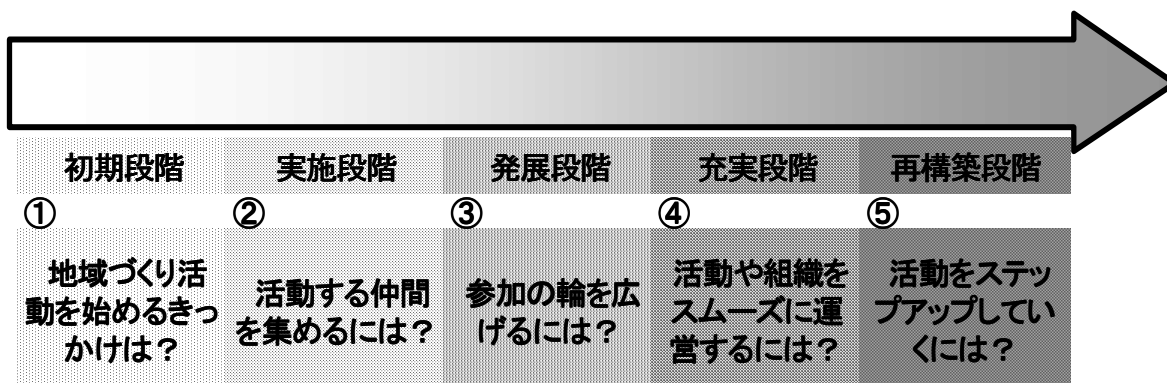
すでに実践している地域活動の中で、困っていること、悩んでいること、大切なことを話し合ってみましょう。

- 地域の行事などに若い人の参加が少ないね 【若者の参加不足】
- 活動を継続していくためには若者の力が欲しいね
- 色々工夫して情報を流しているつもりだけれど、参加者が増えないね【工夫が空回り？】
- せっかく継続してきた活動だけれど、後継者の確保が難しいね 【後継者不足】
- 良い取り組みだと思うのだけれど、参加者が固定化しているな 【参加者の固定化】
- この活動、ボランティアが支えているけれど、区に組織を持って欲しいね
【活動に支えが欲しい】

2. 地域づくりの課題の解決策は

悩みの中から課題を整理し、解決方法を見つけてみましょう。

「地域づくり」を、活動のプロセスごとに分けてみましょう。活動レベルにより「初期」→「実施」→「発展」→「充実」→「再構築」と推移し、現時点でどの段階にあるかによっても課題は異なります。



Q1. 地域づくり活動を始めるきっかけは？

地域づくりをはじめるときのきっかけは人によって様々です。また、地域づくりに対する思いや熱意といったものにも違いがあります。でも、共通することは、このまま何もしなければ失われてしまうもの、損なわれてしまうもの、寂れてしまうものなどに対して思いをはせることではないでしょうか。このことが、この町の将来像「ひとも まちも 自然も輝く 光と緑と ほたるの町 たつの」を実現することにつながります。

その上で、身近な人と話し合い、認識を共有し、勉強し合う中で地域づくりへの第1歩が生まれます。

A1. 「助け合い」は地域づくりの原点

- ・自分の趣味を生かして介護予防に役立てよう

～・～ 活動紹介 ～・～ 宮所「ふれあいの会」

〈活動内容〉高齢者が体を動かし、高齢化に伴う体の変化や病気について学ぶ。癒しの音楽。食（そば）を通じた地域とのふれあい、など。

〈始めたきっかけ〉保健福祉課では地域の人たちで地域の高齢者を支えることを推進し、赤羽、平出とともに早い時期に立ち上げた。

〈仲間づくり〉有線放送。友人、知人への声かけや回覧板。

〈参加の輪を広げる〉支援者の負担を軽くする（1品持ち寄りの廃止や当番制の導入）。

〈組織のスムーズな運営〉会のまとめ役の方が全体を把握し、細かいことも会員に連絡することが大切。

〈活動のステップアップ〉有志の活動から区の「福祉協議会」としていくことを提言し会則を作成中。

〈その他〉活動資金は区からの補助金。

- ・民生児童委員、保健補導員などの活動経験を高齢者の相談に役立てよう

～・～ 活動紹介 ～・～ すこやか友の会

〈活動内容〉事務局を保健福祉課におき、福寿苑のシーツ交換（第1、第3水曜日）、クリーンウォーク、かたくりの里ボランティア。ボランティアセンターからの依頼による行事参加。講演会、スポーツ講座、映画鑑賞等。

〈始めたきっかけ〉保健補導員任期終了後、引き続き学んだことを生かし福祉、健康に関心を持っていただける様に学習、ボランティア、仲間づくり等が出来るOG会にしたいと平成4年4月に発足。

〈仲間づくり〉保健補導委員会で入会の説明を行う。会員の方が先輩後輩の友人を誘う。このところ会員数がだいぶ少なくなっています。自分が参加してみたい活動だけでもかまいません。気軽に入ってください。

〈参加の輪を広げる〉マスコミへの情報提供。楽しい会にするための工夫や参加したくなる計画を。

〈組織のスムーズな運営〉会員同士が仲良く信頼関係で協力していく。会員の皆さんの意見や要望を取り入れていく。

〈活動のステップアップ〉自己啓発ができ、楽しい会にするために工夫や参加したくなる内容を行う。意識を高める学習をする。何事も「ハイ、喜んで！」の前向きな姿勢。

〈その他〉活動資金は町補助金と会員からの年会費300円。タオルを一人2枚提出していただき、福寿苑、かたくりの里、社会福祉協議会、ボランティアセンターへ提供。

～・～ 活動紹介 ～・～ 辰野町食生活改善推進協議会

〈活動内容〉「きちんとキッチン公民館講座」「親子の食育料理」講師・補助員、あゆみの会、研修会など。

〈始めたきっかけ〉昭和57年設立。当初は保健補導員の役員をした方が入る仕組みだったが、現在は誰でも入会できる。生活習慣病なども増える中で、自分・家族・地域の人々が健康であることを願って。

〈仲間づくり〉自分が学び良かった事を一般の方に伝える。

〈参加の輪を広げる〉各地区のグループ長が食事の大切さを訴え興味を持っていただき、会の活動内容を知っていただく。

〈組織のスムーズな運営〉ボランティア、奉仕に自ら進んで参加することが楽しい仲間をつくり、楽しみが次へと続く良い体制になる。

〈活動のステップアップ〉行政の理解と協力が必要。平成12年から高齢者支援事業が始まり、各地域ごとに料理作りバランスガイドの説明に一役（平成22年に打ち切りとなったことが残念）。平成23年から男性の加入が認められた。

〈その他〉活動資金は町補助金、講座講師料、物資販売手数料及び会費。

・組織力を活用して、地域福祉を興そう

～・～ 活動紹介 ～・～ NPO法人 辰野自立生活支援の会 あかり

〈活動内容〉自立生活支援事業（家事、介助、話し相手、保育、草取りなど）、ふれあい事業（あかりサロン・あかりクラブ）、子育て支援事業（あかり広場、子育て講座）、いきがいつくり推進事業（吊しひな教室、リラックス・ヨガ、絵手紙教室、うたごえ喫茶、あの人の話を聞こう）、配食事業

〈始めたまっかけ〉生活クラブにおいて、「まちに地域福祉を興そう」というプロジェクトの議論を契機に辰野支部組合員の理解を得てスタート。有志10名の理解を得て活動を進めた。

〈仲間づくり〉母体組織を基に、核となる人材が確保できた。活動の趣旨を理解していただければ「だれでも参加できる」という団体。

〈参加の輪を広げる〉社会的信用を得られると考え、NPO法人格を取得した。「困ったときはお互い様」のモットーが共感を得る。介護保険制度の対象とならない部分を支援しており気軽に利用できる。

〈組織のスムーズな運営〉些細な意見も吸い上げて情報共有を。支援できる人ができるときにおこなう組織の柔軟性。会員が得意分野を發揮。コーディネートするリーダーがいる。家族の理解と協力がある。

〈活動のステップアップ〉基礎をくずさず、時代のニーズに合った支援を心がける。地区懇談会（相互理解と情報共有）、毎月「あかり通信」を発行。団塊の世代の方（男性）の参加で厚みのある組織に。各種研修会の実施。

〈その他〉活動資金は入会金、年会費、自立生活支援料金（チケット制）、補助事業の採択など。自分の持っている時間のほんの一部を助け合いに提供することで、自分自身が元気になり多くの暮らしや願いを支えてきたと思います。

A 2.1 ターンの経験を生かす

- ・1ターンの経験が地域の活力に役立つかもしれない

A 3. 祭りを残す

- ・地域の祭りには自然体で取り組み、無理をしない活動から始めよう

A 4. 子育て支援

- ・公民館講座に参加して経て得た知識を地域づくりに活かそう（育児サークルなど）
- ・小学校のPTA活動で得た先生からの技術を引き継いで継続した取り組みにしよう

～活動紹介～ NPO法人Coco

〈活動内容〉障がい者の生活自律支援、障がい児童の放課後・休日の余暇支援、地域との交流
〈始めたまっかけ〉「西小ことばの教室」の親子の「どうよう（Do遊）クラブ」の活動、「なないうるステーション」での障がい者親子とボランティアや専門家等の仲間のつながりにより、障がいをもつ児童の未来を創りたいとの思いで設立。

〈仲間づくり〉同じ悩みを持つ人と、しっかり付き合うこと。仲間を集める、というより集まった仲間ですらやりたいことを始めたという感じ。

〈参加の輪を広げる〉イベントをやるだけではなく、自分たちが日々楽しむ仕事にしていくこと。ボランティア連絡会や町長を囲む会などで「町を良くしたい」という気持ちを横のつながりにしていくこと。

〈組織のスムーズな運営〉もう少しできることは無いかと考える。失敗は無駄にしない。とりあえず実行、そして改善すること。

〈活動のステップアップ〉自分がやりたいこと、人が求めることを大切に考え、少しでも実現しようと努力する。そのためにはコミュニケーションを大切にすること。

〈その他〉活動資金は会費、助成金、自立支援給付。

A 5. 豊かな自然環境を守る

- ・農業用水路の維持管理を農業者だけではなく地域で取り組もう
- ・手が入らない区域（野山、河川など）の景観を自分たちで良くしよう
- ・町の誇れる資産（自然、里山、天然記念物 etc...）を自ら守ろう

～・～ 活動紹介 ～・～ NPO法人 信州田舎暮らし研究所

〈活動内容〉里山整備ボランティア裾まくり隊、野菜等の栽培・加工・販売と農作業受託事業、そして地元の小学校との地域連携など。

〈始めたきっかけ〉法人格を取得することにより、もう一步進んだ地域づくりを期待した。

〈仲間づくり〉地域を元気付ける、そして自分自身が元気になるそんな意のある仲間で発足、田舎からの情報を、ブログを使って発信しています。<http://blog.goo.ne.jp/aruga1505>

〈参加の輪を広げる〉ブログ、新聞、雑誌等での情報発信と区民には活動状況を知ってもらうためにも可能な限り隣組回覧をお願いしています。

〈組織のスムーズな運営〉有機栽培と意気込んで始めた野菜も、販路も確立せず財政的に厳しい状況が続き、新年度の課題は財政的自立です。当面は、大きな理想は持たずに地道な活動を心掛けて行きます。また地域づくりネットワークに積極的に参加し、各地での活動事例を参考にしています。

〈その他〉この地域の悩みは、高齢化、過疎化、遊休荒廃地化等々日本全国各地の共通した課題です。私たちの取り組み（持続可能な田舎暮らし）が、各地に広がることを期待しています。

A6.地域づくりは「仲間づくり」

- ・日頃からの仲間づくりを大切にしよう（趣味のグループなど）

～・～ 活動紹介 ～・～ 全日本どろんこ田んぼバレーボール協会

〈活動内容〉「全日本どろんこ田んぼバレーボール大会」の開催と運営（平成23年で14回目）。

〈始めたきっかけ〉平成8年、飲み会の席で「休耕田を何とかしたいな」と話し合ったこと。

〈仲間づくり〉メンバーは当初から11人で代わらないが、地域の方々に協力いただいている。

〈参加の輪を広げる〉地域の行事なので協力に対する声をかけ易い。

〈組織のスムーズな運営〉同じ地区に住んでいて古くからの繋がりが強く、助け合う素地があることが大きい。

〈活動のステップアップ〉役員も高齢となったが、当初の11人でやれるところまで楽しんでやりたい。

〈その他〉活動資金は大会参加費から得ている（1チーム5千円）。

～・～ 活動紹介 ～・～ てすさびの会

〈活動内容〉作品展の実施。デイサービスやあゆみ会で粘土作品作りの支援。小学校、美術館、ボランティアセンターでの講習会など。

〈始めたきっかけ〉粘土の立体表現は「表現アートセラピー」効果（身体機能向上）につながるということに興味を持たれ、「生きている証を残したい」との気持ちから健常者も含めて楽しく活動をしている。

〈仲間づくり〉 作品展や講習会などで興味をもたれた方が町内外から参加。

〈参加の輪を広げる〉 ボランティアセンターや各施設からの依頼に協力。

〈組織のスムーズな運営〉 自分たちができることをできる範囲で、でも持てる力を精一杯発揮しながら、常に優しい思いやりの心で仲間同士助け合っている。

〈活動のステップアップ〉 作品の発表機会を多く持つことで技術アップがはかられ、自信にもつながる。

Q2. 活動する仲間を集めるには？

A 1. 情報発信方法の工夫

- ・ 地元紙を効果的に活用しよう
- ・ 若者にはメール、ツイッターなども効果的に活用しよう
- ・ 自分達のブログに町ホームページなどをリンクさせてみよう
- ・ チラシなどはあまり読まれないのでほたるチャンネルやホームページを活用してみよう

A 2. 開催時間の工夫

- ・ イベントや活動時間を工夫し、それぞれの世代に合わせた時間を設定してみよう

A 3. お声かけの工夫

・ 学校から声がかかると参加率が高いね。地域行事へ子どもが出るように学校からも声をかけてもらおう

- ・ 周辺（地域）住民を巻き込んでイベントを企画運営しよう（福寿草まつり）

A 4. 「気楽に」が一番！

- ・ あまり背伸びをしないで気楽にできる活動からはじめよう

～・～ 活動紹介 ～・～ 寄ってなん処

〈活動内容〉 ボランティアセンターを主に月1回のお茶会で、コミュニケーションの機会を提供する「縁側」の活動。

〈始めたきっかけ〉 平成12年頃「生き生き活動実践塾」の中の1グループから現在の活動に。

〈仲間づくり〉 無理な会員集めはせずに、自分たちが「楽しい、やりがいがある」と思えば周りにも勧められる。参加者みんなが主役！

〈参加の輪を広げる〉 ボランティアセンターからのチラシ掲示、たつの新聞などの活用により情報提供するとともに、個々に参加を呼びかける。

〈組織のスムーズな運営〉 毎月1回スタッフ会で話し合い、企画の相談をしています。高齢者や女性が多いため、送迎をスタッフで対応しています。

〈その他〉 スタッフ会は年会費。各つどいは実費で対応。ボランティア保険に加入。

Q3. 参加の輪を広げるには？

A 1. 公共施設を活用しよう

- ・ 気楽に立ち寄れる場所（ボラセンや公民館など）を活用しよう

A 2. 世代の違いを尊重し合おう

- ・ ライフスタイルの多様化により活動時間を工夫しよう

- ・世代間の気持ちが分かりづらいので、「世代間交流会」をやってみよう

～・～ 活動紹介 ～・～ 辰野高校JRCクラブ

〈活動内容〉カレンダーを作り辰野病院、福寿苑に配布。イベントでのバルーン作成・配布。折り紙講座。

〈始めたきっかけ〉25年前、高校生と地域との関係が希薄である事から、交流を目的として始まった。

〈仲間づくり〉部活動として行っている。

〈参加の輪を広げる〉ボランティアの依頼があればどこにでも行きます。

〈組織のスムーズな運営〉3年間の限られた期間での活動と意思を下級生にしっかり伝えていく。

〈活動のステップアップ〉活動を形式だけにせず目的を理解して活動に臨むことが大切。

〈その他〉社会福祉協議会からの補助(社会福祉教育費)を得て、カレンダーの紙代などに活用。

A3.地域で頑張る仲間との連携、協力、交流を大切にしよう

- ・自ら楽しむことをモットーに、人材を大切にしよう
- ・行政との連携や協力も必要

～・～ 活動紹介 ～・～ ひとが集い、にぎわう まちづくり懇談会

〈活動のきっかけと内容〉町内の各分野で活動するグループ、団体の横のつながりや、官民の連携を望む地域の声から立ち上げた。御柱祭ツアー、駅からハイキングの誘客などのおもてなし事業や樋口、赤羽両区と協力した「いいところ発見マップ」作成などを行い、平成23年からは人や各種団体を結びつけるコーディネートに重点を置いている。

〈仲間づくり〉知り合った人、各分野で活躍する人たちに個別に声を掛ける。

〈参加の輪を広げる〉チラシや広報、地元紙など多様な情報チャネルを活用。異分野をつなぎ、多様な分野からの参加につなげる。

〈組織のスムーズな運営〉年齢、立場の違うメンバーを束ねるリーダーシップ、メールに頼らず直接話し合う。人材を大切にする。

〈活動のステップアップ〉異なる分野の連携のコーディネートに努める。

〈その他〉活動資金：ワンコインカンパ、補助金。

～・～ 活動紹介 ～・～ 辰野いきものネットワーク

〈活動のきっかけと内容〉生物多様性の保全が世界的に重視される中、豊かな自然を一番の特色とする辰野町が、県下に先駆け取り組むチャンス、環境保全の取り組み強化になると考えた。動植物の生息調査、自然観察会の開催、自然保護をアート、介護予防、子育て支援など多様な分野と結びつけ、すべて住民参加で行っている。

〈仲間づくり〉異分野のグループ、団体、組織から参加を呼びかけ、情報共有と協力関係をつくる。

〈参加の輪を広げる〉チラシ、広報などを使い、学校にも協力を求めて参加を呼び掛ける。

〈組織のスムーズな運営〉目的と情報の共有に努め、決めた計画を着実に実行する。会員の活動意欲の高さ、積極的な協力の気持ちが活動の充実につながっている。

〈活動のステップアップ〉活動目的、目標を明確に共有し、多様な分野、世代の個人、団体が参加、連携する情報共有と活動の機会を提供していく。

〈その他〉活動資金：県、町の補助金。

Q4. 活動や組織をスムーズに運営するには？

A1. “自然体”を大切に

- ・役員がお膳立てをせず、自分で考えれば興味が自然と出てくるね
- ・上下の関係でなく、フラットに取り組もう（参加してもらおうとかではなく、“一緒にやろうよ”といった気持ちで）

A2. 会議の運営に「ワークショップ」手法を取り入れることも有効です

・ワークショップは、よくイベントと混同されることがありますが、むしろ何かについてアイデアを出し合い意思決定をする集まりであり、会議の一種ととらえることができます。

誰もが自由に意見をいいやすいように工夫され、グループの創造と合意形成に焦点をおく参加型の会議を取り入れてみましょう。

～・～ 活動紹介 ～・～ 地場特産品の開発と町おこしの会

〈活動内容〉旬の朝市（毎週土曜日）、菜の花祭り（5月上旬）、特産品の開発。

〈始めたきっかけ〉地場特産品の開発という思いを具体化したかった。菜の花祭りで集客し、宣伝しながら販売につなげたいと考えた。

〈仲間づくり〉常に新しい仲間づくりのために声掛けをしている。

〈参加の輪を広げる〉活動内容を広く知らせる。声掛け。仲間の意見を聞いて運営に生かすように心がけている。

〈組織のスムーズな運営〉民主的な運営に努めている（幹部の独断はしない）。資金を自力で集める工夫。楽しい行事を行う。

〈活動のステップアップ〉事務局の充実。マンネリを排する。常設店舗を設置済。

〈その他〉活動資金は、売上の10%分を会に納める。また直営農場の売上。

Q5. 活動をステップアップしていくには？

A1. 支援を得る工夫

- ・行政からの支援を検討しよう（「協働のまちづくり支援金」があるね）
（例）その他 国、県、民間の補助金があります。
- ・地域の企業や団体との協働を考えよう

A2. 学びの大切さを”学ぶ”

- ・自分達の活動の事例発表会を開催してみよう
- ・上手くいっている活動団体に相談できるような、情報交換の場をもとう

A3. 足元を振り返ることも大切

- ・その時々活動に合わせて組織を再編成してみよう

～・～ 活動紹介 ～・～ 平出区

〈活動内容〉区内インフラ整備、区民の福祉の推進。行政委託事項。

〈始めたきっかけ〉農家が主であったものが、時代の変遷で流入人口が増加して多種多様な要求となり、少子高齢化時代に対応するための福祉面も課題となり、行政の財源不足のため、区単事業（工事）も増加している。

〈仲間づくり〉ハード面としての、区・町内役員、ソフト面の公民館、地区体協、子育て支援協議会などで構成。いずれも次期役員探しが悩み。長を引き受けた人の人脈頼りの面もある。

〈参加の輪を広げる〉①知らせること：区だより（年4回）、広報車、回覧。

②企画段階からの声かけ。③「なぜ自分が」と尻込みする人は多いが、事業目的や意義などをよく説明して任せることで自信と達成感が生まれる。

〈組織のスムーズな運営〉活動の活発化により、各団体の重複部分も多くなり、区がその棲み分けをしていく役割を果たしている。多くの意見を聞き、きめ細かに情報を発信し、主催者の孤軍奮闘とにならないように、参加者全員に役割を持ってもらうことが必要。

〈活動のステップアップ〉参加してくれる人が増加するための手立てに尽きる。できるだけ、若者・女性を引っ張り出し、話し合う機会を増やしたい。

〈その他〉高齢者世帯の増加や事業者の移転などで区費の徴収額は厳しくなっているので、費用をかけずに中身を濃くするという難しい課題がある。

第3部 地域づくり支援メニュー

地域づくりを支援する助成金などのメニューは町をはじめ、国、県、民間企業など様々あります。

ここでは、区などの自治組織（地縁的組織ともいいます）、ボランティア団体、NPO、公益的活動を行う団体（住民組織）などを対象とした町事業や一部の県事業に限定してまとめました。

地域づくり活動に対して支援を受ける場合には、その活動の様々な段階における課題を明確にし、「なぜこの活動をおこないたいのか」「どのようにこの活動を行うのか」をおさえた上で、「そのためにはどのような支援をして欲しいのか」を組み立てて、効果的な支援メニューを選択しましょう。

ここでは、住民からの視点でQ&A方式とし、わかりやすく簡単な表現形式をとりましたが、さらに詳しくお知りになりたい方は巻末の関係課一覧表からお問い合わせください。

地域づくり支援メニュー一覧

分野	支援メニュー	ページ
生活環境	ごみの分別出前講座、ごみ処理施設の視察	14
	廃油を使った石鹸作り、不要な手拭いや浴衣から帽子を作る	15
	ごみ拾い行事	16
生涯学習	職員の各種出前講座	17
	地区子ども会育成会への補助	18
	公民館 町民企画講座	19
環境・景観	中山間水と土ふれあい事業	20
	河川・道路のアダプトプログラム	21
産業振興	鳥獣被害防止講習会	22
安全・安心	コミュニティ助成事業(地域防災組織育成事業)	23
	自主防災組織育成助成事業	24
	職員の各種出前講座(自主防災についての学習)	25
青少年健全育成	コミュニティ助成事業(青少年健全育成助成事業)	26
地域づくり	地域発 元気づくり支援金事業(県事業)	27・28
	協働のまちづくり支援金事業(町事業)	29～31
コミュニティ活動	コミュニティ助成事業(一般コミュニティ助成事業)	32
集会所の建設	コミュニティ助成事業(コミュニティセンター助成事業)	33
健康・福祉	高齢者地域支え合い支援事業	34

■生活環境

Q. ごみの分別の詳しい方法がわかりません。きちんと教えていただく事はできないでしょうか。また分別したごみが、どのように処理されているかを知りたいと思います。

A. ごみの分別出前講座と、ごみ処理施設の視察があります。

●こんな制度です。

町生活環境係では、各区、学校、団体等にごみのサンプル等を利用して、分別の仕方の説明を行います。

また、ごみに対するの関心や、知識を高めていただくために、ごみ処理施設の視察見学も行っております。

○相談窓口は？

役場住民税務課 生活環境係（辰野町衛生自治連合会事務局）
電話 4 1 - 1 1 1 1 内線 2 1 1 5

○申し込み期間は？

一年とおしてお申し込みいただけます。

○要件は？（対象者等）

特段ありませんが、ごみ処理施設の都合を確認する必要があります。

○こんな仲間がいます！！

辰野町消費者の会、信州豊南短期大学も一緒に視察参加していただいております。



■生活環境

Q.家庭で不要になった物で、何か再利用ができないでしょうか。

A. 廃油を使った石鹼作りや不要な手拭い、浴衣から帽子が作成できます。

●こんな制度です。

辰野町消費者の会が年に数回、廃油を使った石鹼作り、不要な手拭いや浴衣から帽子を作成しております。会員だけではなく、応募があれば一般住民の方からの参加も可能です。

○相談窓口は？

役場住民税務課 生活環境係（辰野町消費者の会事務局）
電話 4 1 - 1 1 1 1 内線 2 1 1 5

○申し込み期間は？

一年とおしてお申し込みいただけます。

○要件は？（対象者等）

作成が不定期なため、消費者の会の確認が必要となります。



■生活環境

Q.町内に捨てられているごみがとても気になります。町内美化に取り組むには、どのような方法がありますか。

A. 町内一斉ごみ拾いや、団体等のごみ拾いの行事があります。

●こんな制度です。

町内一斉の530運動や清潔の日があります。また、各団体の独自行事として、環境美化活動も行われております。活動をされる団体にはごみ袋を配布します。

また、個人で活動していただく方にも配布しております。

なお、拾っていただいたごみは、生活環境係が責任を持って処分しています。

○相談窓口は？

役場住民税務課 生活環境係

電話 4 1 - 1 1 1 1 内線 2 1 1 5

○申し込み期間は？

一年とおしてお申し込みいただけます。

こんな仲間がいます！！

- ・町内各区、辰野町消費者の会、信州豊南短期大学、すこやか友の会、リサイクルシステム研究会、いきいき実践塾あるカン会、辰野町商工会青年部、J A上伊那辰野支所、辰野町猟友会等（平成23年度12月までの実績）



■生涯学習

Q.公民館分館の行事やグループで講習会を計画していますが講師がいません。町公民館で講師の派遣をしてもらえないでしょうか？

A. 町職員による出張出前講座があります。

○こんな制度です。

地域のグループ、会社のサークル、学校の総合学習等からの要請を受け、町職員が出向いて講演あるいは実習する制度です。

○相談窓口は？

教育委員会 社会教育係
電話 4 1-1 6 8 1 内線 2 5 0 8

○申し込み期間は？

随時、受付けています。

○要件は？（対象者等）

企画・運営を主催者側（10名以上のグループで申込み）が行って下さい。

○こんな仲間がいます！！

- ・平成23年度出前講座として「子育て支援活動に携わる役員の心構え」、「放送委員会のアナウンス講座」「ニュースポーツ講座」などを行いました。



■生涯学習

Q.地区の子ども会、地区PTAの行事で宿泊体験学習を計画していますが、町で補助をしていただけの制度はありませんか？

A. 補助金が交付できます。

●こんな制度です。

町内各地区の育成会や子ども会・PTAが実施する宿泊体験学習に対して、1万円を上限に補助金を交付します。

○相談窓口は？

教育委員会 社会教育係
電話 41-1681 内線 2508

○申し込み期間は？

4月1日から10月末日まで

○要件は？（対象者等）

町内の育成会・子ども会・PTAが実施する、小学生・中学生対象の宿泊体験であること。

○こんな仲間がいます！！

平成23年度は、「小野飯沼子ども会」、「小野上町育成会」、「西小PTA唐木沢ブロック」「辰野西小今村区育成会」、「北大出育成会宮上支部」「北大出子ども育成会鞍掛支部」が利用しました。



■生涯学習

Q.新しく仲間を募って趣味のサークルを立ち上げたいと思っていますが、どの様に仲間集めをしたらよいのかわかりません。また、仲間が集まって講座を開催できた時に何か補助をしてもらえますか？

A.「公民館 町民企画講座」があります。

●こんな制度です。

新たな仲間作りを目的に皆さんが企画した講座は、町民企画講座として公民館の講座と併せて参加者募集の広報をします。

また、5名以上参加者が集まったら、一年間分の会場費（町民会館使用料）は町が負担します。

○相談窓口は？

辰野町公民館

電話 4 1 - 1 6 8 1 内線 2 5 0 8

○申し込み期間は？

5月開講分を前年12月から2月頃まで受付します。

○要件は？（対象者等）

参加者が5名以上

○こんな仲間がいます！！

平成23年度には、「はじめてのカラーヒーリング講座」、「NHKドキュメンタリー番組を語り合う会」、「平塚らいてう読書会」を行っています。

■環境・景観

Q.地域の水環境や景観の保全・向上を目的に活動する共同組織を結成しました。私達の活動を支援してくれる事業はありますか？

A. 中山間水と土ふれあい事業があります。

●こんな制度です。

農業用水路等の清掃や幹線道路沿いに花畑を育成する等の用具・種苗費等に対して1件あたり～5万円以内、農業用水路の改修等に係る材料費等に対しては、1件あたり～10万円以内の補助が受けられます。

○相談窓口は？

役場産業振興課 耕地係

電話 41-1111 内線 2142 / 2144

○申し込み期間は？

4月～10月に受け付けています。

○要件は？（対象者等）

役場にある所定の申請書で、所属区長の承認を得てから補助申請して下さい。

○こんな仲間がいます！！

小横川を元気にする会、上辰野花畑の会、どちらの団体も幹線道路沿いの花壇を整備しています。



■環境・景観

Q.河川や道路にごみが多いです。また、アカシアの木やアレチウリが繁茂している状態です。地元で解決する場合には支援がありますか？

A. 河川・道路のアダプトプログラム事業があります。

●こんな制度です。

地域の住民団体が長野県、辰野町と協定を結んでいただき、自主的に、河川・道路・砂防等の施設の美化活動を行い良好な環境の保持に努めていただく場合、ごみ袋、清掃道具の貸し出しを支援します。

○相談窓口は？

役場建設水道課 都市計画係
電話 4 1 - 1 1 1 1 内線 2 1 6 5

○申し込み期間は？

随時受付けています。

○要件は？（対象者等）

一級河川、国県道、砂防施設が対象となります。
申請する場合には、ある程度継続した活動をお願いしています。詳しくはお問合せ下さい。

○こんな仲間がいます！！

天龍川水辺環境を守る会（下辰野地区）
国道153号の環境を考える会（上島地区）
下田ボランティアの会（樋口地区）
中山砂防公園愛護会（赤羽地区）
めがね橋保存会（羽場地区）他



■産業振興

Q.農地が有害鳥獣に荒らされて困っています。被害を減らすための手段や、獣の生態を学習するための学習会はありますか？

A. 長野県野生鳥獣被害対策チームによる、被害防止講習会があります。

●こんな制度です。

地域毎の有害鳥獣の被害防止対策や、生態を学習します。

○相談窓口は？

役場産業振興課 農政係

電話 4 1 - 1 1 1 1 内線 2 1 4 2

○申し込み期間は？

通年受付しています。（講習会の開催日は講師の日程調整もあるので要相談）

○要件は？（対象者等）

集落毎に区長を通じて申請して下さい。

○こんな仲間がいます！！

「有害鳥獣駆除対策協議会」（小野地区、川島地区など）を組織して、地域ぐるみで取り組んでいます。



■安全・安心（自主防災組織の活動）

Q.地域を災害から守るために、自主的に防災組織を結成しました。活動を支援してくれる事業はありますか。

A. コミュニティ助成事業があります。

●こんな制度です。

（財）自治総合センターが実施しているコミュニティ助成事業（地域防災組織育成助成事業：区分ア）があります。

自主防災組織等が行う地域の防災活動に必要な施設、設備の整備（AED、無線機、ヘルメット、ヘッドライト、投光器・発電機、消火器、メガホンの購入）の費用について、1件30万円～200万円の範囲で助成が受けられます。

なお、基礎工事が必要な防災倉庫、消耗品は対象外です。



○相談窓口は？

役場まちづくり政策課 まちづくり係
電話 41-1111 内線 2225

○申し込み期間は？

毎年10月～12月初旬頃までに役場まちづくり政策課に申請書を提出してください。
申込み時期の詳細については必ず事前にまちづくり政策課までお問い合わせください。

○要件は？（対象者等）

辰野町が認める自主防災組織です。 ※印消防団は別の区分になります。

○必ず助成してくれるのですか？

要望が多い場合は、不採択になることがあります。

○他に助成はありませんか？

「（財）長野県市町村振興協会」が実施している、住民が自主的に行うコミュニティ活動を支援する制度があります。

ただし、一旦（財）自治総合センターのコミュニティ助成事業に申し込んでいただく必要があります。

■安全・安心（自主防災組織）

Q.地域を災害から守るために、自主的に防災組織を結成しました。私たちの活動を支援してくれる事業はありますか。

A. 自主防災組織育成助成事業があります。

●こんな制度です。

電池メガホンや携帯ラジオなどの情報伝達用具や、担架・ヘルメット・発電機などの救急救護避難用具、通信機、拡声器などの放送施設用具などについて、備品購入費の3分の2以内で限度額10万円の範囲で助成が受けられます。

○相談窓口は？

役場総務課 危機管理係
電話 41-1111 内線 2207

○申し込み期間は？

毎年5月末頃までに上記相談窓口へ申請書を提出してください。申請書等については第1回区長会時に各区長さんにお渡しいたします。お申し込みは区長さんを通じてお申込みください。

○要件は？（対象者等）

自主防災組織です。

○こんな仲間がいます！！

町内17区全部に組織化がなされています。



■安全・安心

Q.町の自然災害、自主防災など町の地域防災について学習をしたいのですが、出前講座などがありますか。

A. 町の出前講座をご利用ください。

●こんな制度です。

地区やグループの皆さんのご要望を受けて、町職員が、講習会等の講師としてお伺いします。町職員以外にも県の自主防災アドバイザーや防災に関する有識者の皆さん等もご紹介します。

○相談窓口は？

役場総務課 危機管理係
電話 4 1 - 1 1 1 1 内線 2 2 0 7

○申し込み期間は？

上記相談窓口にお申込みください。日程を調整いたします。また、申込書は教育委員会の同講座事務局にございます。

○要件は？（対象者等）

町内在住・在勤の方10人以上のグループ様からお申込みいただけます。講座はおおむね1時間ほど、時間帯は午後の1時半から午後9時の間でご計画ください。会場は町内とし、主催の皆さん方でご用意ください。

○こんな仲間がいます！！

出前講座はほかにもメニューがあります。詳しくは教育委員会へ



■青少年健全育成

Q.自治会で「親子スポーツ教室」を開催したいと思います。助成事業はありませんか。

A. コミュニティ助成事業があります。

●こんな制度です。

(財)自治総合センターが実施しているコミュニティ助成事業(青少年健全育成助成事業)があります。

小・中学生の親子参加型のスポーツ・レクリエーション活動、文化・学習活動、その他コミュニティイベントなどのソフト事業について、1件30万円～100万円の範囲で助成が受けられます。(例として講演会・研修会、野外活動等)ただし、備品は対象外です。

ただし、(財)自治総合センターが実施している野球、バレーボール、サッカーに関する事業と重複するものは対象外とします。

○相談窓口は？

役場まちづくり政策課 まちづくり係
電話41-1111 内線2225

○申し込み期間は？

毎年10月～12月初旬頃までに役場まちづくり政策課に申請書を提出してください。申込み時期の詳細については必ず事前にまちづくり政策課までお問い合わせください。

○要件は？(対象者等)

辰野町の認めるコミュニティ組織(区・自治会)です。

○必ず助成してくれるのですか？

採択されるのは、毎年、県内で約6件です。要望がたくさんの場合は、不採択になることがあります。

■地域づくり

Q.長野県では、市町村や公共的団体が住民とともに行う地域づくり事業等に対し、支援金を交付しているそうですが、これはどのような制度ですか。

A. 地域発 元気づくり支援金事業があります。

●こんな制度です。

自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業に対して交付される「地域発 元気づくり支援金」があります。

以下に掲げる事業を対象とします。

- (1)地域協働の推進に関する事業
 - (2)保健、医療、福祉の充実に関する事業
 - (3)教育、文化の振興に関する事業
 - (4)安全、安心な地域づくりに関する事業
 - (5)環境保全、景観形成に関する事業
 - (6)産業振興、雇用拡大に関する事業
 - ア 特色ある観光地づくり
 - イ 農業の振興と農山村づくり
 - ウ 森林づくりと林業の振興
 - エ 商業の振興
 - オ その他地域の特色、個性を活かした産業振興、雇用拡大に資する事業
 - (7)市町村合併に伴う地域の連携の推進に関する事業
 - (8)その他地域の元気を生み出す地域づくりに資する事業
- ただし、他に補助金等を受けている事業は、交付の対象になりません。

○交付対象は？

市町村、広域連合、一部事務組合又は公共的団体等（県内に事務所を有し、公共的活動又は地域の活性化に資する活動を営む団体）

○交付対象経費は？

交付対象事業の実施に要する経費から次の財源及び経費を控除した経費が対象となります。

- (1)特定財源
 - 地方債、分担金・負担金、事業収入等
- (2)交付対象外経費
 - 団体・施設の運営費や人件費
 - 用地取得又は賃借に要する経費及び補償費
 - 地方債の償還に充当する費用

- 調査研究及び計画作成に係る委託料
- 食糧費
- その他地方事務所長が不適當を認める経費

○支援金の交付額は？

- ハード事業 交付対象経費の3分の2以内の額
- ソフト事業 交付対象経費の10分の10以内の額

○相談窓口は？

役場まちづくり政策課 まちづくり係
電話 4 1 - 1 1 1 1 内線 2 2 2 5

○申し込み期間は？

毎年1月初旬～2月初旬に役場まちづくり政策課へ事業計画書を提出してください。

■地域づくり

Q.仲間が集まって、自分たちの地域の魅力を向上させ、活性化につながるような公共的事業を行いたいのですが、その費用を支援していただけるような制度はありますか。

A. 協働のまちづくり支援金事業があります。

●こんな制度です。

地域活動団体が行う町の活力や魅力の向上、地域活性化につながる公共性の高い活動・事業が対象となります。

必要な経費（材料費、機材購入費、備品費、広告宣伝費など）を予算の範囲内で1団体につき50万円を限度に補助します。ただし他の補助金等を受けていないこととします。

補助金の対象外となる経費は活動拠点等の維持管理費、スタッフの人件費・交通費、用地取得や賃借に要する経費及び報償費、調査研究や視察にともなう出張の交通費・宿泊費および食糧費です。

同一団体による同一事業への補助は2年までとします。

部門別の事業例

- (1)自然環境・生活環境部門：地域の自然環境を守り、生活環境の改善につながる活動
(例) ・地域の美しい景観を保全する活動
・自然エネルギーやごみなどの再資源化に関わる事業など
- (2)基盤整備部門：地域の特性を踏まえ、より快適・機能的な基盤整備につながる活動
(例) ・地域の道路や水路などの整備
・防災基盤の整備など
- (3)産業振興部門：特産品の開発をはじめ既存の産業に活力をもたらし、これからの時代にふさわしい産業の振興を行う活動
(例) ・町の新しい特産品づくり
・交流体験観光などの実施
・空き店舗の有効活用
・農家の手作り加工品の製造など
- (4)保健・福祉部門：子育てや高齢者介護など、地域で支え合い助け合っていくための活動
(例) ・子育てボランティア活動
・高齢者介護など
- (5)教育部門活動：次世代を担う人材の育成や町政、心豊に生きるための文化的活動
(例) ・地域の歴史文化の保存・振興に関わる事業
・ボランティア活動
・地域スポーツ振興への取り組みなど

事業スケジュール

事業申請から事業採択まで

～3月中旬～4月中旬～

□交付申請書の提出

- 交付申請書、事業計画書、事業収支予算書、申請団体概要書の他、添付書類として位置図、見積書など一式を役場まちづくり政策課に提出してください。
- 申請書類提出後、まちづくり政策課の担当職員が、事業の詳細について電話等で確認することがあります。

～4月下旬～5月上旬～

□審査会

- 町理事者、関係各課長による「協働のまちづくり支援金事業」審査会において事業の採択・不採択を決定します。

□交付決定

- 審査結果（事業の採択・不採択、金額、留意事項等）を各申請団体に通知し、報道機関に公表します。

事業実施から事業完了、支援金の支払い

～5月～翌年3月～

□事業実施

○前払金の交付

- ・交付決定後、事業執行のために必要な場合に限り、補助金の決定額の8割を限度として、申請により前払いすることができます。残額は実績報告提出後、事業費が確定した後に交付します。

○事業内容の変更

- ・申請内容に沿って事業を実施していただきますが、事業の主要な内容（事業計画・事業費等）の変更が生じる場合には変更交付申請書を提出していただく必要がありますので、必ず事前にご相談下さい。

□事業完了の報告

- 事業が完了しましたら、「事業実績報告書」を役場まちづくり政策課へ提出してください。事業概要のわかる図面・写真等、また支払い証拠書類（領収書の写し等）を添付してください。

□まちづくり政策課職員による審査、支援金額の確定

- まちづくり政策課職員が提出された書類等により事業完了の審査を行います。審査終了後支援金額を確定し、「補助金等確定通知」を団体へ送付します。

□支援金の請求

- 確定通知が届きましたら「交付（概算払）請求書」をまちづくり政策課へ提出してください。後日、支援金を指定口座に振り込みます。

○交付対象は？

辰野町民で構成され、町内において公共的活動又は地域の活性化に資する活動を営む団体（例：隣組・町内会・区・企業・住民グループ・ボランティア・NPOなどの団体）

○選定方法は？

「協働のまちづくり支援金事業」審査会において審査を行い、審査結果を公表します。

○申し込み期間は？

3月中旬頃から4月中旬頃までに役場まちづくり政策課に申請書一式を提出してください。

※採択事業が予算額を下回れば、2次募集を行うことがあります。（5月）

○相談窓口は？

役場まちづくり政策課 まちづくり係

電話 4 1 - 1 1 1 1 内線 2 2 2 5

■コミュニティ活動

Q.地域の連帯を図るために自治会の祭りで使用する用具（法被、幕等）を購入したいが助成する事業はないでしょうか。

A. コミュニティ助成事業があります。

●こんな制度です。

（財）自治総合センターが実施しているコミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業）があります。お祭りの道具や公園整備など自主的に行うコミュニティ活動に直接必要な施設や設備について1件100万円～250万円の範囲で助成が受けられます。

○相談窓口は？

役場まちづくり政策課 まちづくり係
電話 41-1111 内線 2225

○申し込み期間は？

毎年10月～12月初旬頃までに役場まちづくり政策課に申請書を提出してください。申込み時期の詳細については必ず事前にまちづくり政策課までお問い合わせください。

○要件は？（対象者等）

辰野町が認めるコミュニティ組織（区、自治会等）です。

○必ず助成してくれるのですか？

要望が多い場合は、不採択になることがあります。

○他にはありませんか？

「（財）長野県市町村振興協会」が実施している、住民が自主的に行うコミュニティ活動を支援する制度があります。

※ただし、一旦（財）自治総合センターのコミュニティ助成事業に申し込んでいただく必要があります。

■集会所の建設

Q.自治会の集会所が老朽化していて、みんなで積立てをしていますが、なかなか建設費用を捻出する金額にはなりません。助成事業はありますか。

A. コミュニティ助成事業があります。

●こんな制度です。

(財)自治総合センターが実施しているコミュニティ助成事業(コミュニティセンター助成事業)があります。

コミュニティ活動に必要な自治会集会所等の集会施設の建設・大規模修繕に係る経費総額の5分の3(上限は1,500万円)まで助成が受けられます。

ただし、土地の取得・造成、既存施設の購入・撤去・解体処理・外構工事は対象になりません。

その後の集会所の管理は、自治会で行うこととなります。

○相談窓口は？

役場まちづくり政策課 まちづくり係
電話 4 1 - 1 1 1 1 内線 2 2 2 5

○申し込み期間は？

毎年 10 月～12 月初旬頃までに役場まちづくり政策課に申請書を提出してください。申込み時期の詳細については必ず事前にまちづくり政策課までお問い合わせください。

○要件は？(対象者等)

辰野町が認めるコミュニティ組織(区、自治会等)です。

○必ず助成してくれるのですか？

採択されるのは、毎年、県内で 2～3 件です。要望が多い場合は、不採択になることがあります。

■健康・福祉

Q.私たちは、有志で集まり地域の神社や公園の清掃をしています。各自で清掃用具等を持ち寄り活動しているのですが、ごみ袋など消耗品などの費用が負担になってきています。この活動を長く続けていくためにも、何か助成してくれる事業はないでしょうか。

A. 長野県及び辰野町で実施している「高齢者地域支え合い支援事業」があります。

●こんな制度です。

65歳以上の方が30人以上で組織する老人クラブ等が自主的に行うスポーツ講習会・介護予防教室などの介護予防活動や友愛活動、清掃奉仕活動、児童の登下校時の交通活動のような地域見守り活動などに対し年間12,000円～44,000円の範囲で助成が受けられます。

○相談窓口は？

【事業についてのお問い合わせ】

役場保健福祉課 社会福祉係

電話41-1111 内線2121/2123

【老人クラブ等についてのお問い合わせ】

社会福祉協議会 電話41-4500



○申し込み期間は？

申し込みに期間、期限はありません。基本的に年度毎の申請となります。

○要件は？（対象者等）

65歳以上の方が30人以上で組織する団体となります。29人以下でも対象となる場合がありますので、詳細については相談窓口までご相談ください。

活動内容については助成できない場合もありますので相談窓口までご相談ください。

○こんな仲間がいます！！

辰野町には1連合会、35の単位老人クラブ、およそ2,400名の方が各クラブにおいて様々な地域で活躍しています。

資料編

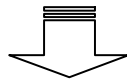
I	地区（地域）計画の作り方	2
II	職員地区担当制度	5
III	イベント評価システム	6
IV	担当部署一覧表	7

I 地区（地域）計画の作り方

1. 「地区（地域）計画」の必要性

なぜ、「地区（地域）計画」が必要なのでしょう？

- ① 人口の減少、少子化、超高齢化社会の到来
- ② 不況による税収の落ち込みで地方自治体の財政は厳しくなります
- ③ 町民ニーズの多様化により、きめ細やかなサービスが要求されています



①と②で、地域の課題解決を行政サービスで解決する範囲が、限られてきます。そこで、地域、民間、NPOと行政の協働が不可欠になります。そのために住民と行政が共通の目標をもち、協働の意識を育てていきましょう。

2. 地区（地域）計画の方針

少子化、高齢化、人口減少、雇用の不安、暮らしの不安を踏まえて・・・。
これから先、わたしたちの地域がどうあって欲しいのかを考えること。それが、「地区（地域）計画」です。

- ① 地域のことはまず、地域で考えよう。
みんなで地域の暮らしの様子の点検から始めましょう。
- ② 地域の課題解決のために頼りになるのは地域に「あるもの」です。
「ないものねだり」から「あるもの探し」へ
(知恵 歴史 文化 風景 食 人 もの お祭りや行事 いい伝えや昔話 地・・・。)
- ③ 「何」を生かすことで、どんな暮らしを目指す？ 課題の解決を図る？
まちづくりの目標、具体的な取り組み、進め方などを考えます。
- ④ 計画づくりを行うことで、意識づくり、協働の機会づくりを。
従来は行政への「要望」。これからは行政との「協働」を提案できる地域になることが自立への近道。
- ⑤ 前提として重要なことは、
 - ・ 学習すること ～ 地域の歴史や将来について
 - ・ 経営すること ～ 地域資源を生かしたコミュニティビジネス
 - ・ 協働すること ～ 行政や他との協働や住民の親密性

3. 「地区(地域)計画」策定の流れ

計画は、地区のみんなで考えること、合意を得ること、そして公表することが大切です。

(1) 地区の課題や個性を点検します。

- 住民のみなさんが集まり、以下のことを話しあいます。

【点検項目】

- ① 困っていること・解決したいこと（もの、場所も含みます）
- ② 大切にしたいこと・活かしたいこと（もの、場所、動き＝住民活動なども含みます。）
- 地区の地図を用意し、点検項目①を地図の上書き込んでいきます。これで、地区のど

の場所にどんな課題や個性があるのかを住民みんなで分かち合います。

○「計画立案シート」(別紙参照)の1、2、3にも記入していきます。

(2) 地区の課題を解決し、地域の暮らしをよくするために、必要と思うことを出し合います。

○住民のみなさんで、地図の書き込みを見ながら、課題を解決するために必要と思われることを話し合います。

【検討項目】

① この考え方に変わっていくことが必要/この考え方を守ることが必要 例)世帯の考え方(世帯主の考え方)でなく、一人ひとりの考え方を反映できる仕組みに変える

② この取り組みに力を入れていくことが必要

例)農産物を活かした販売向上に力を入れる
地区の子育て支援に力を入れる

○ポストイットに思うことを書き出し、全員で台紙に貼り付けます。似た意見をグループとして集め、共通のタイトルをつけます。

○タイトルを「計画立案シート」(別紙参照)4に記入します。

(3) 具体的に取り組みたいアイデアを出します。

○住民のみなさんが、地区点検の地図やシート(1、2、3、4の記入項目)を見直しながら、ポストイットに思うことを書き出し、全員で台紙に貼り付けます。似た意見をグループとして集め、共通のタイトルをつけます。

○この際、具体的な取り組みのアイデアを出していきます。数が多いほどよいので、良い考えかどうかにとらわれず、どんどん数を出していきます。

【検討項目】

① この地区の課題を解決し、暮らしよくする取り組み(取り組みに活かせるような地区個性・資源は?)

② この地区の個性をさらに伸ばして暮らしよくする取り組み(取り組みに活かせるような地区個性・資源は?)

○グループのタイトルを「計画立案シート」(別紙参照)5にまとめます。

(4) 計画の柱を絞り込みます。

○計画の柱は、長い期間にわたって、地区のまちづくりを進める上での基本的な方針になるものです。

○具体的な取り組みは、実施することにより、終了しますが、計画の柱は、基本方針ですから、その達成のために、次の具体的な取り組みを再考する上でのより所になるものです。

○住民のみなさんが、シート(4、5の記入項目)を見ながら、4の考え方と5のグループタイトルのなかで、もっとも重視したいことをもとに、計画の柱を考えます。

○計画の柱は、だれにでもわかりやすいことばで「ひとこと」で表現することが大切です。
例【食を守り、楽しむまちづくり】など

(5) 計画の目標

○計画の目標は、地区計画に取り組むことで、最終的にどんな地区にしたいか?をあらわすものです。

○住民みんなの願いを込めてつくりましょう。

例：みんなの和と輪で、笑顔あふれる地区づくり

地区（地域）計画策定にかかる経費は、「協働のまちづくり支援金」が活用できます。

〈例えば〉

- ・アンケート調査の実施にかかる経費・ 計画書の印刷代など

4. 合意形成の手順

意見調査	(1) 全体意見の把握 ～アンケート調査～ 〔子供（中学生・高校生）、成人女性、成人男性等〕 (2) 意見の具体性の把握 ～ワークショップ～
集落点検	(3) 集落の点検 (4) 地図上への記録
テーマ	(5) 計画構成となるテーマの設定 (6) テーマごとのグループ討議
まとめ	(7) 全体討議による決定 (8) 発表会による確認

5. 地区（地域）計画の構成

(1) 計画の基本方針	～何を目指すのか～ ① 若者が帰って来るようなまちづくり・・・
(2) 現在の主な活動	～今、何をやっているのか～
(3) 地区の良いところ	～良いところをあげる～
(4) 地区の課題	～地区の課題は何か～ ① 子供が少なく、高齢者ばかりなので、地区の将来が心配・・・
(5) 地区のまちづくり資源	～まちづくりに生かせる資源を探す～ ①自然 ②歴史 ③文化 ④環境 ⑤産業・・・
(6) 具体的な計画	～何のために、何を生かし、何に取り組むか～ ① 資源活用による産業づくり・・・
(7) まちづくりを進めるための行動計画	～どのように進めるのか～

Ⅱ 職員地区担当制度

『住民と行政による協働のまちづくり』の推進に向け、職員が地域への理解を深めるとともに区との連携をより密接にするため、自立的な地域づくりをめざす区と町との橋渡しを行うために設けられた制度です。

毎年、区からの希望により2名の地区担当職員が任命されます。担当職員の任務は以下のとおりです。

- (1) 区の町政に対する意向及び苦情の連絡調整
- (2) 地区で生じた課題や解決に関する助言及び協力
- (3) 地域づくりに関する事業の支援
- (4) 区及び行政からの文書の授受
- (5) その他、区から求められた課題の解決

Ⅲ イベント評価システム

地域づくりに関係する「イベント」は、さまざまな実施主体が趣向を凝らして実施していますし、これからも地域の活性化の重要な手段として行われていくことでしょう。

さて、「イベント」と一口にいってもその取り組み方はさまざまですが、共通していえることはイベントの「目的」「成果」が、スタッフの皆さんにとって共通認識となっているのが成功の鍵を握るという点です。

そのためには、過去から継続しているイベントであっても、スタート地点に立ち返って考えてみる必要があります。

ここでは、イベント終了後に気軽にその取り組みについて「評価」できるシートをお示しします。せっかく自発的に始まったイベントであれば、なおさら継続的な地域づくりにつなげたいものですね（別紙「イベント評価システム」をご覧ください）

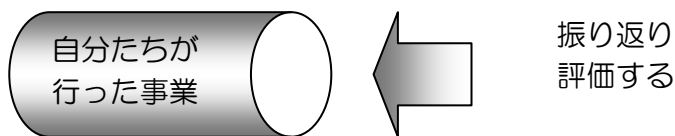
イベント評価システムのイメージ

1. 自発的に能動的にやろうと思った

- ・ 自分たちの活動が、地域社会にとって必要だから
- ・ みんながよりよい生き方をしていくことに貢献できるから
- ・ 提案されたプロジェクトが自分たちに価値があるから
- ・ 行政だけではなく、自分たちも公共を担う一人だから
- ・ 何よりも、行政と「協働」したいと思ったから

2. 自発的、能動的にやったらすれば・・・

- ・ やりっぱなしで良いの？
- ・ 自分たちが満足感を得ただけで良いの？
- ・ 後始末は〇〇に任せれば良いの？
- ・ 次は誰かがやってくれる、と思って良いの？
- ・ よくできた、と思っていれば良いの？



望ましくない進め方

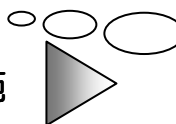
企画



準備



実施



思いつきで企画
不透明な方向性

適当な役割分担
不完全な進行管理

無計画な対応
余裕の無い体制

「がんばった」でおしまい、
結果については反省しな
い・・・では次につながら
ないですね。

IV 担当部署一覧表

地域づくり全般については、以下の窓口へご相談ください

- 辰野町役場 TEL 0266-41-1111 (代表) FAX 0266-41-3976
 まちづくり政策課 まちづくり係
 内線 2209
 E-Mail tyakuba@town.tatsuno.nagano.jp

分野別のご相談は、以下の窓口にご直接お問い合わせください

分野	課名	担当係名	連絡先
自主防災組織、災害時 住民支え合いマップなど	総務課	危機管理係	内線 2207 E-Mail:soumu@town.tatsuno.nagano.jp
地域発元気づくり支援 金 (県事業) 協働のまちづくり支援 金 (町事業) コミュニティ助成事業	まちづくり 政策課	まちづくり 係	内線 2221 E-Mail : tyakuba@town.tatsuno.nagano.jp
ごみ処理、リサイクル など	住民税務課	生活環境係	内線 2114、2115 E-Mail : ch-seikatu@town.tatsuno.nagano.jp
高齢者地域支え合い支 援事業	保健福祉課	社会福祉係	内線 2121~2123 E-Mail : hoken@town.tatsuno.nagano.jp
建設資材地域支援、工 事技術のソフト支援	建設水道課	建設工務係	内線 2163 E-Mail : kense-suido@town.tatsuno.nagano.jp
河川の愛護・アダプト プログラムなど	建設水道課	都市計画係	内線 2165 E-Mail : kense-suido@town.tatsuno.nagano.jp
出前講座 (砂防・景観 保全など) 出前講座 (交通安全)	建設水道課	建設管理係	内線 2165 E-Mail : kense-suido@town.tatsuno.nagano.jp
鳥獣被害対策講習	産業振興課	農政係	内線 2142 E-Mail : sangyou@town.tatsuno.nagano.jp
中山間水と土ふれあい 事業	産業振興課	耕地係	内線 2143 E-Mail : sangyou@town.tatsuno.nagano.jp
職員出前講座 (全般窓 口) 公民館、町民企画講座 など	教育委員会	社会教育係	内線 2508 E-Mail : syakai@town.tatsuno.nagano.jp